

栗山町議会基本条例の一部を改正する条例新旧対照表

改 正 前	改 正 後
(法律第96条第2項の議決事項) 第8条 法律第96条第2項の議会の議決事項については、代表機関である議会が、町政における重要な計画等の決定に参画する観点と同じく代表機関である町長の政策執行上の必要性を比較考量のうえ、次のとおり定めるものとする。 (1) <u>法律第2条第4項の規定に基づく</u> 基本構想及び総合計画 (2) 栗山町都市計画マスタープラン (3) 栗山町住宅マスタープラン (4) 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画 (5) 次世代育成支援行動計画	(法律第96条第2項の議決事項) 第8条 法律第96条第2項の議会の議決事項については、代表機関である議会が、町政における重要な計画等の決定に参画する観点と同じく代表機関である町長の政策執行上の必要性を比較考量のうえ、次のとおり定めるものとする。 (1) <u>栗山町における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想</u>及び総合計画 (2) 栗山町都市計画マスタープラン (3) 栗山町住宅マスタープラン (4) 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画 (5) 次世代育成支援行動計画